富里市第３次行政改革大綱

平成22年（2010年）4月1日

富　里　市

はじめに
１　行政改革推進の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

２　富里市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（１）歳入・歳出決算の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（２）市税と地方交付税の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（３）義務的経費の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（４）経常収支比率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（５）高齢化率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

３　改革推進項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第１章　市民サービスの向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（１）市民ニーズに対応したサービスの向上
（２）情報提供の推進
（３）行政評価の推進
（４）電子市役所の推進

第２章　市民との協働の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（１）市民協働のシステムづくり
（２）協働事業の推進
（３）市民参画のまちづくり

第３章　財政基盤の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（１）市税等徴収率の向上
（２）企業誘致の推進
（３）使用料・手数料の適正化
（４）公有財産の運用・管理
（５）新たな財源の確保

第４章 行財政の効率的運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（１）計画的な財政運営および財政の健全化
（２）財政支援団体等への行政関与の見直し
（３）民間活力の活用
（４）公共事業の適正化

第５章 組織と人事管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（１）組織・機構の見直し
（２）定員管理の適正化
（３）給与の適正化
（４）人材育成と職員の意識改革
（５）危機管理体制の充実

はじめに

本市の行政改革は，昭和５８年に実施した自主改善提案の実施を契機に，平成５年より「けちけち大作戦」と称し，経費の節減を中心とした取り組みを始めました。その後，本格的に行政改革を推進することとし，平成８年度より１０年以上に渡り，「行政改革大綱（平成8年)」,「行政改革大綱（改訂版）(平成11年)」,「第２次行政改革大綱（平成15年度～平成17年度)」に基づき，絶え間なく行政改革に取組んできました。

しかし，行政改革で達成した節減効果については，三位一体の改革による財政負担の増加，高齢化社会の到来や経済の低迷などによる社会保障関係経費の増加，税財源の伸び悩みなどに取り込まれ，新たな市民サービス向上策への転換は難しい状況が続いております。

その間も，市では「集中改革プラン(平成17年度～平成21年度)」に基づき，行政改革を推進してまいりましたが，近年の，サブプライム問題に端を発した世界金融危機の影響などを受け景気は低迷しており，なお先行きが不透明な状態が継続しています。

また，平成１２年の地方分権一括法の施行により，自治体の自己決定権は拡大し，個性あるまちづくりを行うことが可能となり，同時に地方行政の持つ責任も大きなものとなっております。

一方で，地域や社会が抱える問題を市民みずからの課題とし，みずからの手で解決しようという活動や，行政への参画意識の高まりなど，市民や団体などのまちづくりへの意識が高まっています。

これらのことから，私は富里のまちづくりについて

第１にまちづくりの基本を市民との協働で推進すること，

第２に行政改革を不断に継続すること，

第３に市民にわかりやすく，かつ，効率的な行政運営を図るため，行政組織の検証を進めていくこと，

この３つを旨に市政を運営してまいりたいと考えております。

そして，自己判断のもと，今後も継続して自立した基礎自治体として個性あるまちづくりを進めるため，ここに第３次行政改革大綱を定めるものです。

平成２２年４月１日

富里市長　相 川 堅 治

1　行政改革推進の基本方針

＜基本方針＞

本市の財政を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが，一方で，行政ニーズはますます増加，多様化することが見込まれます。また，国庫補助負担金の廃止・縮減，税源移譲および地方交付税の見直しという，いわゆる三位一体の改革などにより，市町村の自主的・自立的な行財政運営が一層求められています。

こうした環境において，限られた資源を有効に活用し，本市の実情に合った政策を展開するためには，市民との連携・協働のもとに，行政の効率化，生産性の向上，財源の確保・拡大を図ることが必要です。

そこで本市では，以下の基本姿勢のもとに行政改革に取り組みます。

－ 行 政 改 革 の 基 本 方 針 －

1　市民サービスの向上

事務事業の見直しを行うとともに，窓口などのサービス向上，行政情報の積極的提供，市民ニーズに対応した情報システムの構築などを行い，市民にとって満足度の高いサービスを提供します。

2　市民との協働の推進

「自助，共助，公助」という考え方に立ち，市民との協働を推進することにより，公共の領域の変化や行政サービスが行政だけでは解決できない領域を克服します。

3　財政基盤の確立

安定した財政運営のために市税をはじめとする自主財源の確保に全力で取り組み，財政基盤の確立に努めます。

4　行財政の効率的運営

計画的で健全な財政運営を行い，財源，職員，施設など限りある行政資源を有効に確保・活用するとともに，民間活力などの活用を図ります。

5　組織と人事管理

組織と人事管理を見直すとともに，危機管理に強く，挑戦意欲があり，経営感覚を発揮できる人材の育成と意識改革に努めます。

＜推進期間＞

本大綱(行政改革に対する取り組みの方向性を示した基本方針)に基づき，平成２２年度から５か年の改革プラン(行政改革大綱に示した内容を実現させるために策定する具体的な取り組みを示した計画)を策定・公表し，着実に取り組みを進めます。また，「改革プラン」は計画期間終了に合わせて，その成果について総点検するとともに，毎年，進ちょくについて調査・公表します。

なお，推進期間中にあっても本大綱に修正の必要が生じた場合は，見直しを行います。

＜推進体制＞

本大綱に基づき，行政改革推進本部により全庁的な改革に取り組みます。
また，行政改革懇談会(８名以内：うち公募による市民２名以内)に，改革プラン案や進ちょく状況，実績を報告し，頂いた意見や助言などを反映させながら行政改革を進めていきます。

行政改革のイメージ

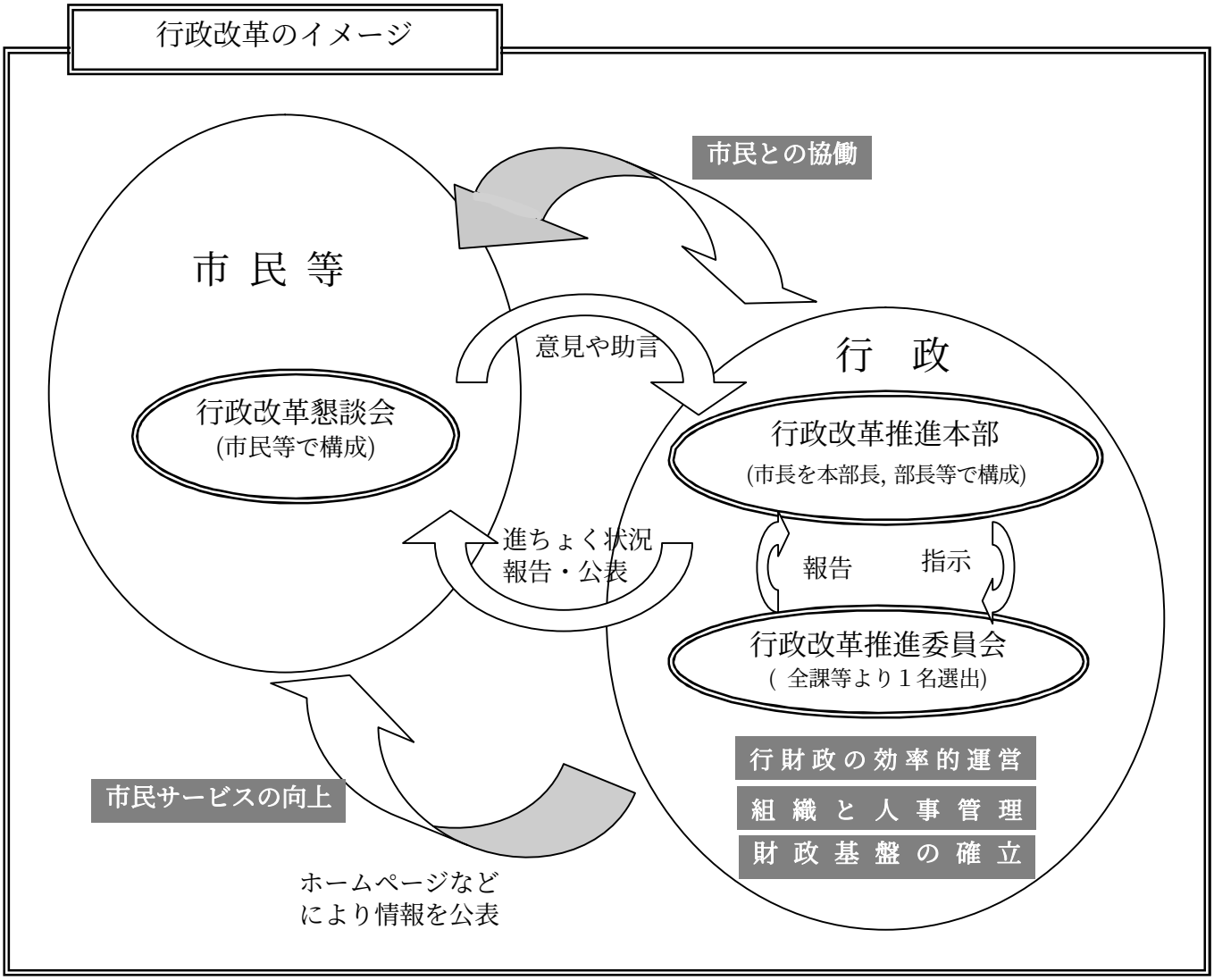

2　富里市の現状

（1）歳入・歳出決算の推移（普通会計ベース）

市制施行した平成 14 年度には歳入・歳出ともに過去最高となりましたが，平成 16 年度から平成 18 年度までの３か年で行われた三位一体の改革(①国から地方への税源移譲，②国庫補助金の削減，③地方交付税の見直し)や景気などの影響により，一般財源などが減少し，これに伴い決算規模も縮小となり，平成 14 年度と比較すると平成 20 年度では歳入で約 19 億 4,522 万円，歳出で約 18 億 8,020 万円減少するなど厳しい財政状況が続いています。

単位：千円

	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
歳 入	13,787,103	13,270,439	13,276,987	12,759,341	12,939,355	12,427,344	11,841,879
歳 出	13,220,770	12,781,292	12,717,174	12,248,563	12,277,258	11,813,895	11,340,571

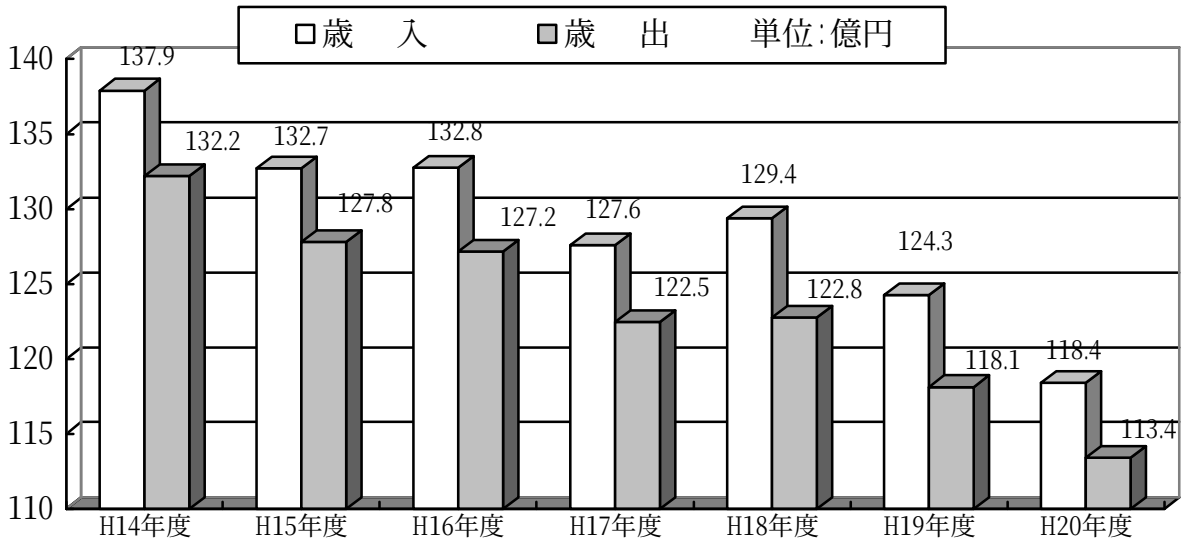

（２）　市税と地方交付税の推移（市税徴収率は現年度分）

市税について，平成１９年度は所得税から個人市民税への税源移譲が実施されたことから前年度比4億7,４００万円の増となっています。徴収率は，平成１８年度以降，景気の影響などにより低下する傾向にありますが，平成２０年度よりインターネット公売の導入，平成２１年度にはコンビニ収納の導入及び納税課の創設など徴収・収納対策に取り組んでいます。

また，地方交付税(※1)については，三位一体の改革の影響などから平成１５年度並びに平成１６年度に大幅に減少し，基準財政収入額が一時的に伸びた平成１９年度も減少しました。

単位：千円

	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
市　　税	6,125,740	5,712,567	5,710,499	5,742,090	5,848,045	6,321,934	6,284,909
市税徴収率	95.64%	95.68%	95.68%	95.92%	96.39%	96.02%	95.77%
地方交付税	1,701,559	1,353,535	1,085,605	1,151,092	1,208,386	1,060,203	1,151,565

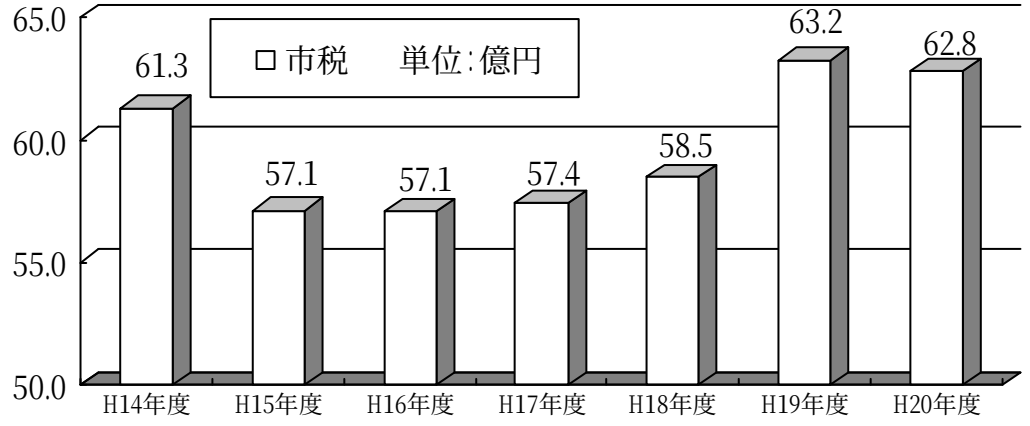

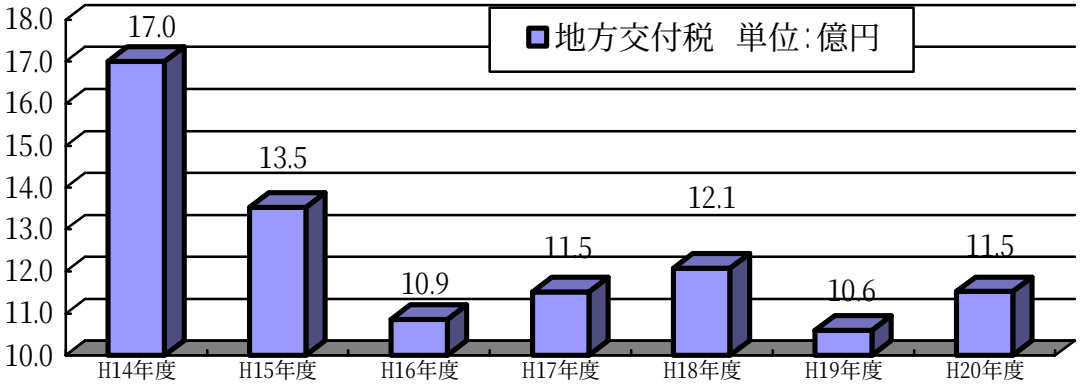

（３）　義務的経費の推移

人件費は，職員の平均年齢の上昇などに伴い増加するという傾向にありますが，職員数の削減をはじめ，時間外勤務手当や通勤手当の抑制，特殊勤務手当の全廃，管理職手当の削減などに努めていますが，共済費等の増加によりほぼ同規模で推移しています。

公債費は，平成 16 年度に公共用地取得事業特別会計の公債費における調整池用地元金償還金の繰上償還を行ったという特殊事情により，例年に比べて返済額が高くなっていますが，行政改革の取り組みとして，将来の公債費の負担を軽減するため市債発行の抑制に努め年々減少しています。

一方で，扶助費は少子高齢化の進展に伴う高齢者福祉費や児童福祉費の支出や，障害者自立支援法施行に要する障害者福祉費の支出の拡大などにより年々増加しており，今後も上昇する傾向です。

これらの，義務的経費(※2)については，今後増大することで，財政の硬直化を招く要因となることがあります。

資料：決算統計　　単位：千円

	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
人件費	3,431,793	3,499,439	3,423,716	3,460,275	3,417,329	3,471,962	3,451,239
扶助費	1,241,574	1,397,273	1,532,460	1,550,889	1,592,104	1,768,920	1,839,475
公債費	1,423,295	1,426,579	1,993,368	1,522,427	1,453,186	1,347,213	1,267,821
合計	6,096,662	6,323,291	6,949,544	6,533,591	6,462,619	6,588,095	6,588,535

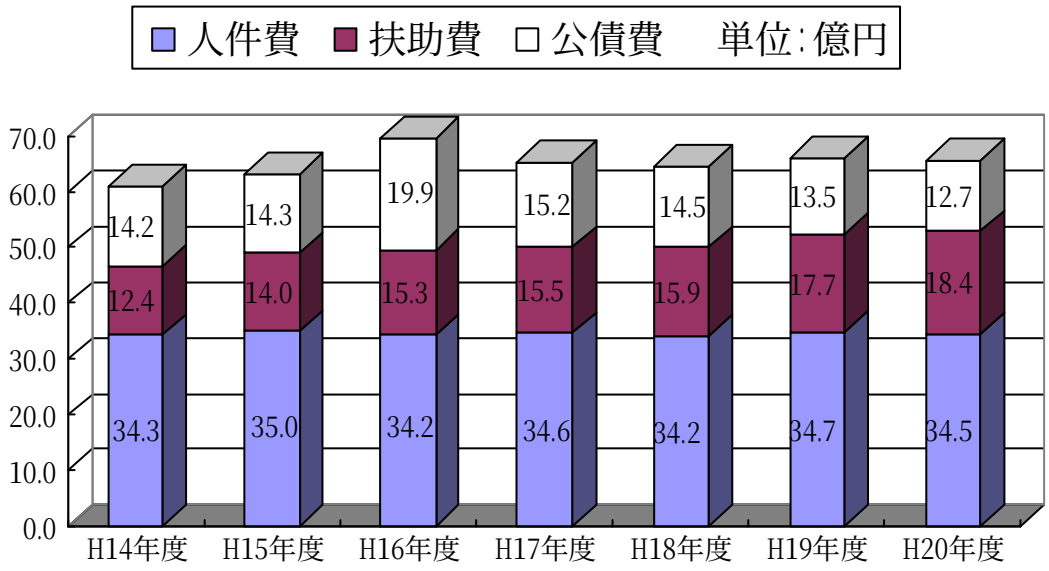

（４）　経常収支比率の推移

平成１６年度から平成１８年度までは，行政改革の取り組みにより着実に経常収支比率(※３)の改善がなされてきたものの，平成１９年度については，一般財源などの減少や扶助費などの増大に伴い，平成１８年度と比較すると 4.4 ポイント悪化し，95.4%となりました。また，平成２０年度については，行政改革の取り組みにより義務的経費について人件費，公債費は減少したものの扶助費は増大したことから改善の効果が現れず，平成１９年度と同様の 95.4%となっています。

単位：%

	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
経常収支比率	87.3	89.2	93.2	93.1	91.0	95.4	95.4

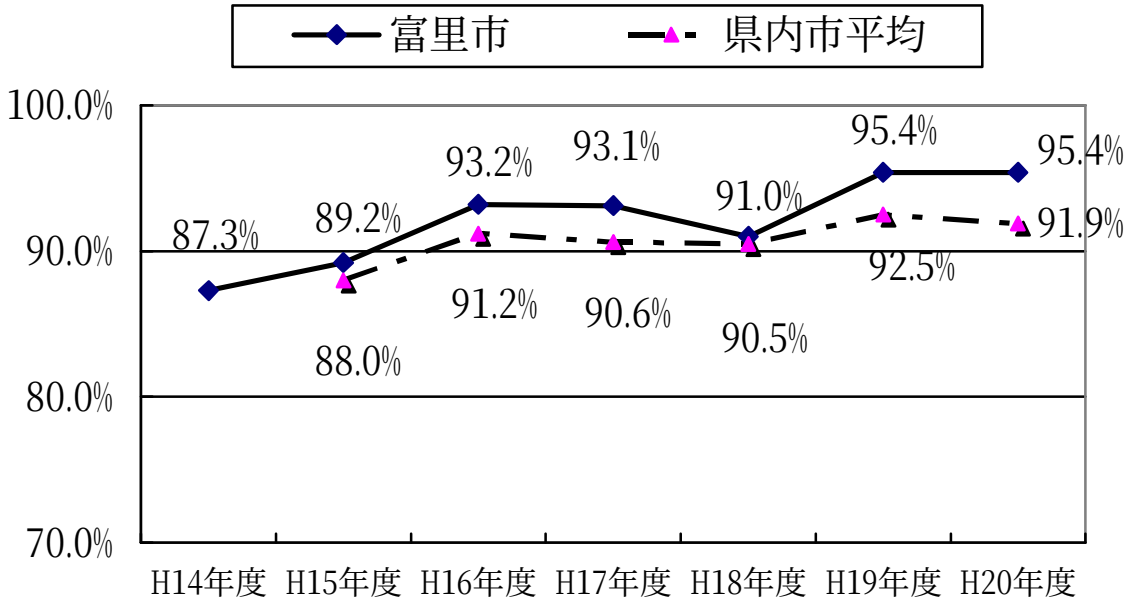

（５）　高齢化率の推移

平成１７年 13.8％であった高齢化率は，国立社会保障・人口問題研究所によると，平成２７年に 23.5％，平成３７年には 29.9％に増加すると推計されています。このことは，労働人口の減少を意味し，従来の水準の税収の確保が困難となる一方で，福祉（介護保険や後期高齢者医療制度など）にかかる行政負担が加速的に増加することを意味しています。

資料：国勢調査，国立社会保障・人口問題研究所（平成 20 年 12 月）

年	総数（人）	65 歳以上人口（人）	高齢化率（%）
平成 7 年	48,666	4,470	9.2
平成 12 年	50,176	5,645	11.3
平成 17 年	51,370	7,068	13.8
平成 27 年予測	51,964	12,228	23.5
平成 37 年予測	50,515	15,122	29.9

平成 27 年（2015 年）　　単位：人

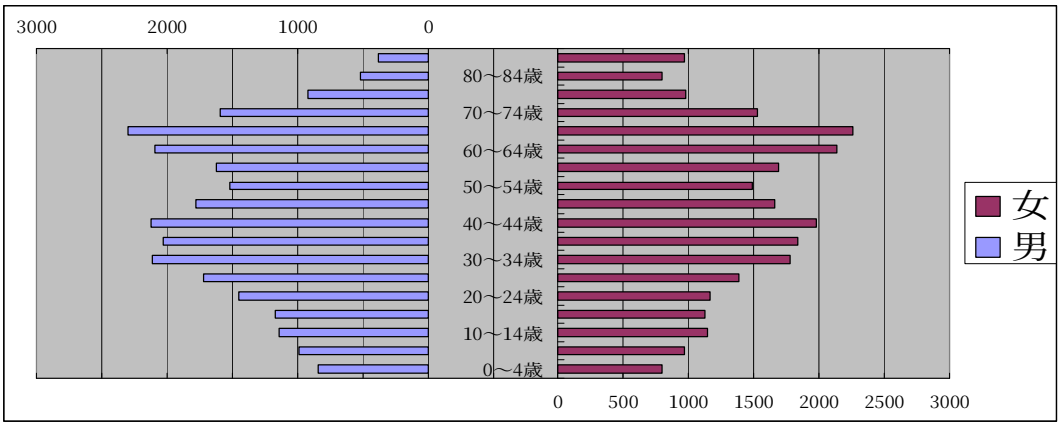

平成 37 年（2025 年）　　単位：人

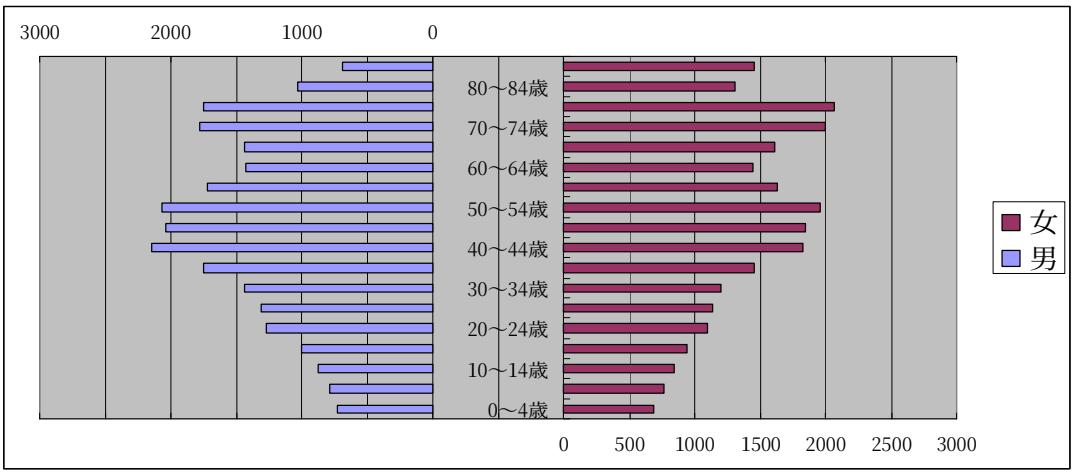

3　改革推進項目

第１章 市民サービスの向上

行政サービスは，時代の潮流や，多様化する市民ニーズを的確に捉え，市民にとって満足度の高いサービスを提供することが望まれています。

このことから，事務事業の見直しを行うとともに，窓口などのサービス向上，市民ニーズに対応した情報システムの構築などを行い，市民にとって満足度の高いサービスを提供します。

（１）市民ニーズに対応したサービスの向上

市民利用施設や窓口などのサービス向上に努めるとともに，市民ニーズを的確に捉え市民に満足度の高いサービスを提供します。

（２）情報提供の推進

市民への説明責任を果たすとともに，透明で開かれた市政を進めるため，積極的で分かりやすい情報の提供・公開に努めます。

（3）行政評価の推進

施策の目的を達成するため平成２３年度に策定される総合計画に連動した行政評価システムを構築します。また，ニーズに対応した市民サービスの提供を図るため，事務事業の内容を検証するとともに，所期の目的を達成した事業については廃止・縮小します。評価に当たっては外部評価についても検討を進めます。

（4）電子市役所の推進

情報通信技術（ＩＣＴ）を活用し，市民ニーズに対応したサービスを提供し，市民サービスのより一層の向上を図ります。

第２章 市民との協働の推進

地方分権社会の到来，少子高齢化や市民ニーズの多様化など，時代の変革により生じた公共の領域の変化や行政だけでは解決できない領域への対応が課題となっています。

市では，この課題をより効果的かつ効率的に取り組むため，まちづくりは「自助，共助，公助」という考え方に立ち，この共助の領域を協働という手法により取り組むこととしています。

この協働によるまちづくりを実現することにより，行政では十分に行き届かない課題へも柔軟な対応が可能になるとともに，地域社会の再生にもつながることが期待されます。

このため，協働のシステムを構築するとともに市民参画の一層の推進に努めます。

（１）市民協働のシステムづくり

公共の領域のズレや行政だけでは解決できない課題への対応を共助で取り組むため，協働のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定するとともに，協働によるまちづくりを推進するための環境などの整備を進めます。

（２）協働事業の推進

地域の多様な主体や諸資源を結びつけ，地域の課題などをより身近なところで解決するなど，市民や各種活動団体などと協働によるまちづくりを推進し，地域社会の再生を図ります。

（3）市民参画のまちづくり

市民とともに富里市を築くため，パブリックコメントなどにより市民の市政への参画機会を保障するとともに，まちづくりに関する情報を共有し，参画機会を拡大するなど，パブリックインボルブメント(※4)の推進を図ります。

第３章 財政基盤の確立

地方自治体において，歳入の確保は極めて重要な事項です。今後も厳しい財政運営が続くことが予測されることから，安定した財政運営のために市税をはじめとする自主財源の確保に全力で取り組み，財政基盤の確立に努めます。

（１）市税等徴収率の向上

市民負担の公平性の確保などの観点から，市税や介護保険料などの徴収率の向上対策や滞納整理について，積極的に推進します。

（２）企業誘致の推進

企業誘致は，新たな雇用機会の創出や消費の拡大など，地域経済に大きな活力をもたらすため，積極的に推進します。

（３）使用料・手数料の適正化

公平性の確保と応益負担を原則として使用料などの適正化を図ります。

（4）公有財産の運用・管理

公有財産の維持管理については，経費の節減を図るとともに，未利用の財産については売却を含め有効利用を図ります。

（5）新たな財源の確保

新たな歳入の増加を図るためにホームページや広報紙，しおりなどを広告媒体として積極的に活用します。また，新たな財源確保に向け，調査・研究します。

第４章 行財政の効率的運営

地方分権社会の到来，少子高齢化や市民ニーズの多様化などに対応するため，今までにも増して，行政は最少の経費で最大の効果を挙げることが必要です。

このため，計画的で健全な財政運営を行い，財源，職員，施設など限りある行政資源を有効に確保・活用するとともに，民間活力などの活用を図ります。

（１）計画的な財政運営および財政の健全化

決算に基づく健全化判断比率などや公会計制度を参考としながら，健全性が維持できる計画的な財政運営を図ります。また，収支の均衡，財政構造の弾力性の確保，行政水準の維持及び向上，財政運営の効率性・公正性及び長期的な安定性を推進し，財政の健全化を図ります。

（２）財政支援団体等への行政関与の見直し

各種財政援助団体などに対する補助金などについては，行政として対応すべき必要性，経費負担のあり方などについて定期的に検証するとともに，財政援助団体などの自立を促進するため，市の関与のあり方について検討します。

（３）民間活力の活用

行政コストの縮減を目指して民間活力を活用するため，民間委託，指定管理者制度などの活用を図ります。なお，導入に際しては，行政責任の確保と市民生活の安全性，市民サービスの向上に留意します。

（4）公共事業の適正化

透明性を確保するため，積極的に競争入札を実施するとともに，調査・設計・発注・施工の各段階における事業システムを総点検し，公共工事のコスト縮減を図ります。

第5章　組織と人事管理

新たな行政課題や市民ニーズに的確に応えるため,適時体制を見直すとともに，効果的かつ効率的な職員の活用を図り，適正な定員管理に努めます。また,地方分権型社会の進展により,職員に求められる役割はますます大きく，重要になってきています。このため，危機管理意識や，物事に挑戦意欲があり，また，経営感覚を発揮できる人材の育成と意識改革に努めます。

（1）組織・機構の見直し

地方分権型社会に対応し，新たな行政課題や市民のニーズに的確に応える政策や施策を展開できる組織体制の整備を進めます。

（2）定員管理の適正化

社会経済情勢の変化を踏まえ，効果的・効率的な職員の活用を図ります。また，指定管理者制度の活用や民間委託を推進するとともに，地方分権の進展に伴う権限移譲にも対応する適正な定員管理に努めます。

（3）給与の適正化

国の給与制度，諸手当制度全般にわたる抜本的な改革が示されたことを踏まえ，給与制度，運用，水準の適正化を推進します。

（4）人材育成と職員の意識改革

地方分権時代において積極的な役割を果たすために，挑戦意欲があり，経営感覚を発揮することが必要であり，その能力を養うため，全庁的な人材育成を図ります。

（5）危機管理体制の充実

市民の生命，身体，財産を災害から守り，市民が安心して暮らせるよう，危機管理システムの構築を図ります。

【用語の解説】

※１　【地方交付税とは】

地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」（固有財源）という性格をもっています。地方交付税の総額は、所得税・酒税の 32%、法人税の 34%（平成 19 年度から）、消費税の 29．5%（平成 9 年度から）、たばこ税の 25%とされています（地方交付税法第 6 条）。

※2　【義務的経費とは】

性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で，一般的には人件費，扶助費及び公債費を指します。人件費は経常的に支出を予定せざるを得ないし，扶助費は生活扶助をはじめ法令の規定によって支出が義務づけられており，また，公債費は負債の償還に要する経費であって，いずれも任意に節減できない経費です。義務的経費の増加傾向は財政構造の硬直化を招く恐れがあるので，その内容，動向に注意する必要があります。

※3　【経常収支比率とは】

人件費，扶助費，公債費などの毎年経常的に支出される経費に，地方税，普通交付税，地方譲与税を中心とする経常的な収入である一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより，地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられているものです。一般的には，85%を超えると，新たな財政需要に対応できる余地が少なくなるといわれています。

※４　【パブリックインボルブメントとは】

市の施策の計画段階から実施段階までのさまざまな段階において、市民の皆さんに情報を提供したうえで、皆さんの意見（ニーズ）を聴き、反映しながら事業を進めていくための、市民参画の考え方や手順のことです。

富里市行政改革推進本部

事務局：富里市総務部企画課（企画調整室）

address：〒286－0292 富里市七栄６５２番地１

tel：0476-93-1117　fax：0476-93-9954

e-mail：kikaku@city.tomisato.lg.jp

URL：http://www.city.tomisato.chiba.jp